

奈良県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 知事は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第48条から第50条まで及び第51条の27から第51条の29まで並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21から第21条の5の23までの規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下これらを「指定障害福祉サービス事業者等」という。）指定障害者支援施設の設置者若しくは指定障害者支援施設の設置者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下これらを「指定障害者支援施設設置者等」という。）又は指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下これらを「指定一般相談支援事業者等」という。）又は指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下これらを「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付及び障害者通所給付費（以下これらを「給付費等」という。）に係る障害福祉サービス等（以下これらを「給付費等対象サービス等」という。）の内容及び給付費等に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、給付費等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設設置者等、指定一般相談支援事業者等及び指定障害児通所支援事業者等（以下これらを「障害福祉サービス事業者等」という。）の給付費等対象サービス等の内容等について、第4条第5号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は給付費等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行うものとする。

(監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合又は奈良県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱に定める実地指導を正当な理由なく拒否した場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 市町村、基幹相談支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

障害者総合支援法第11条第2項及び児童福祉法第21条の5の21の規定により指導を行

った障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査実施方法等)

第4条 監査の実施方法等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 事前調査

知事は、原則として監査を実施する前に、給付費等に係る費用等の請求等の調査を行うとともに、必要があると認めるときは、給付費等に係る障害者等に対し、聞き取り等の調査を行うものとする。

(2) 報告等

知事は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、障害福祉サービス事業者等若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該給付費等対象サービス等の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 身分証の携帯

知事は、監査を実施する職員に、その身分を示す証明書を携帯させ、障害福祉サービス事業者等当該指定に係るサービス事業所の従業者又はそれらの関係者から請求があるときは、必ずこれを提示させるものとする。

(4) 監査結果の通知等

ア 知事は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

知事は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、通知した事項について、当該障害福祉サービス事業者等から文書により報告を求めるものとする。

(5) 行政上の措置

知事は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21、第21条の5の22及び第21条の5の23の規定により行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

(ア) 知事は、障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項若しくは第2項若しくは第51条の28第1項又は児童福祉法第21条の5の22第1項の規定による指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該障害福祉サービス事業者等が当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(イ) 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、当該期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

(ア) 知事は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(イ) 命令を受けた障害福祉サービス事業者等は、当該期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

知事は、指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項において準用する同条第1項各号（第12号を除く。）及び第51条の29第1項各号並びに児童福祉法21条の5の23第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

なお、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消した場合には、障害者総合支援法第51条及び第51条の30並びに児童福祉法第21条の5の24の規定により、その旨を公示しなければならない。

(6) 聴聞等

知事は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定は、適用しない。

(7) 経済上の措置

ア 知事は、勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、給付費等の全部又は一部について当該給付費等に関係する市町村に対し、返還又は障害者総合支援法第8条第1項若しくは児童福祉法第57条の2第1項に基づき、不正利得の徴収（返還）を行うよう地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うものとする。

イ 知事は、命令又は指定の取消し等を行った場合に、原則として、市町村が障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うものとする。

(その他)

第5条 知事は、監査及び行政上の措置の実施状況について、必要に応じ、厚生労働省に報告を行う。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

平成28年9月1日一部改正